

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和23年9月30日）及び資格取得日（昭和24年5月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、900円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月30日から24年5月1日まで
② 昭和24年7月1日から25年10月1日まで

私は、昭和21年9月2日に正社員としてA社に採用され、4年間継続して勤務していた。ねんきん特別便に当該事業所での加入記録がなかったことから、社会保険事務所に加入期間の照会を行ったところ、21年9月2日から23年9月30日までの期間が平成20年11月28日付けで訂正された。その後も継続して勤務していたはずであり、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金被保険者記録は、社会保険事務所により平成20年11月28日付けで、同事務所に保管されている厚生年金保険記号番号払出簿に申立人が昭和21年9月2日に被保険者資格を取得した旨の記載が確認できたことから、資格取得日を同日とし、B県C課の火災に伴う焼失後に復元された当該事業所の被保険者名簿に申立人の氏名等の記載がなかったことなどから、資格喪失日を火災発生前と推定して記録訂正がなされている。

また、それ以前の時期に、社会保険事務所に保管されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳に昭和24年5月1日から同年7月1日までの期間に係る被保険者記録の記載が確認できたことから、同期間を申立人の被保険者期間と

する記録訂正がなされており、上述の平成 20 年 11 月 28 日付けの社会保険事務所による記録訂正の結果、申立人は、昭和 23 年 9 月から 24 年 4 月までの申立期間①に記録の空白を生じたものである。

しかし、当時、A 社に勤務していた従業員のうち、事情を聴取できた複数の同僚の供述により、申立人は、当該事業所に昭和 21 年 9 月に入社し、申立期間①においても継続して勤務していたことが認められる上、当該複数の同僚は、いずれも申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることから、申立人が昭和 23 年 9 月 30 日に資格を喪失したとする合理的な理由は見当たらない。

また、焼失後に復元された A 社の被保険者名簿については、資格喪失日が資格取得日より前の日付になっている被保険者記録や、修正箇所も散見されるなど、完全に復元されたといえない状況が確認できる。

さらに、申立人の厚生年金被保険者台帳を見ると、本来、最上段から記載すべき事業所名や資格取得日等が 5 行目から記載されていることから、当時、当該台帳の作成を行った B 県 C 課では、当該台帳に記載された資格取得日（昭和 24 年 5 月 1 日）以前に、申立人に被保険者記録が存在することを認識していた可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、当時の B 県 C 課の火災後に復元された A 社における申立人の記録管理は適切に行われていたとは言い難いことから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 23 年 9 月 30 日）及び資格取得日（昭和 24 年 5 月 1 日）を取り消すことが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和 24 年 5 月の社会保険事務所の記録から、900 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、当時の同僚の供述等から、申立人は、申立期間②において A 社に継続して勤務していたものと推認される。

しかし、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の摘要欄には、「24. 7 滞納全喪」との記載が確認できることから、社会保険事務所の記録によると、昭和 24 年 7 月 1 日に申立人も含めた従業員全員が被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間②において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料を保有していない上、A 社は既に廃業しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料等は残っておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる同僚等の供述も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年9月1日に、資格喪失日に係る記録を35年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から35年7月31日まで

昭和34年にB市のC社を退職した後、実家のD市に戻り34年9月から35年7月までA社に正社員として勤務した。社会保険事務所から当該期間については厚生年金保険に加入した事実がない旨の回答をもらったが、当時一緒に働いていた同僚は厚生年金保険に加入しており、私だけ加入していなかったとは考えられない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及び申立人の当時の業務内容に関する供述の具体性から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、申立人と同様の業務に従事していた同僚には、いずれも厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時の当該事業所の従業員数と、社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、すべての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同じ業務に従事していた同僚の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年9月から35年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月1日から37年2月3日まで
社会保険事務所に申立期間の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、当該期間については脱退手当金が支給された記録になっている旨の回答をもらったが、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の社会保険事務所の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

石川厚生年金 事案 229

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から同年 8 月まで

私は、中学校を卒業後、A社に勤務した。厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時のA社への入社の際及び同社における勤務等の状況について具体的に述べており、同社に勤務していたことは推認できるが、当時の同僚等は、申立人についての記憶が無く、申立人の同社における勤務期間について確認できない。

また、当時の工場長及び申立人と同時期に入社した元事務職員は、当時、新規採用者には3か月程度の試用期間があり、厚生年金保険への加入手続は、採用後直ちに行われていなかった旨を供述している。

さらに、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有していない上、A社はすでに廃業しており、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料等は残っておらず、当時の事業主とも連絡がつかず、申立人の申立てを裏付ける供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の被保険者番号は、順番に払い出されており、欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から同年11月30日まで

私は、申立期間はA社に勤務していた。当時、給料から社会保険料が引かれていたと思うが、社会保険事務所の記録では申立期間は厚生年金保険に未加入とされていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述及び申立人が所持する同僚等と一緒に写っている写真から、申立人は、一時期、A社で勤務していたものと推認される。

しかし、申立人が所持している2枚の写真に写っている同僚6名のうち、当時の状況を聴取できた1名は、申立人について記憶しておらず、当該同僚のA社での勤務開始時期は、申立期間後の昭和25年8月ころである上、他の2名（既に他界）の同社での被保険者資格取得日も、申立期間から9か月以上も後であるなど、申立人が同社に勤務していたとする期間と申立人の同僚の勤務時期が相違している状況となっているところ、申立人は、当該写真の撮影時期や撮影契機等について記憶しておらず、申立期間における申立人の同社での勤務実態について確認できない。

また、申立人は、昭和27年に申立人自身が作成した履歴書により、申立期間当時はA社に勤務していたと述べているが、同社は、昭和24年11月16日にB社の一部門が独立して新たに設立された事業所であることから、申立期間のほとんどは、B社での勤務となり、申立内容に不自然な点が認められるところ、同社（A社）は既に廃業しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は残っておらず、当時の事業主も既に亡くなっており、申立人の保険料控除に係る同僚等の供述も得られない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、B社であった時期に厚生年金保険の適

用事業所となった昭和 24 年 4 月以降、健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が 24 年 11 月 30 日以前に提出された形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 26 日から 42 年 9 月 1 日まで
平成 18 年ころ、年金記録を確認するため社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給された記録になっている旨の回答をもらった。

脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 43 年 12 月 14 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 12 月 23 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで
平成 18 年ころ、定年後の年金額を調べてもらうため社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給された記録になっている旨の回答をもらった。
脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 44 年 6 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理において不自然な点は見当たらない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。